

1995年9月5日

行政改革委員会規制緩和小委員会 御中

日本アルコール問題連絡協議会

中央区日本橋浜町3-19-3 ツヅキビル

☎ 03-3249-2551

アルコール問題全国市民協会

アディクション問題を考える会

日本キリスト教婦人矯風会

日本アルコール医学会

日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会

飲酒運転に反対する市民の会

イッキ飲み防止連絡協議会

全日本断酒連盟

救世軍日本本營

国際グッドテンプラーズ

日本禁酒禁煙協会

日本禁酒同盟

アンスワール相互保険会社

酒類の規制緩和に関する意見

■総 論

具体的な論点についての意見をのべさせていただく前に、アルコール関連問題の観点から総論をのべさせていただきます。

酒類には致酔性・依存性のある薬物・アルコールが含まれており、臓器疾患やアルコール依存症などの慢性病・急性アルコール中毒・事故・犯罪・家庭崩壊・未成年者の飲酒問題など、多くの健康問題や社会問題を引き起こしています。WHOも、この問題を予防するため各国政府の努力を要請しています。

日本におけるアルコール関連問題の実態に関してはさまざまな報告がありますが、総括的なものとしては、1991年に厚生省研究班が、飲みすぎによる経済的な損失は年間に6兆6千億円と発表しており、これは年間の酒税収入の3倍以上にあたる数字です。

したがって、利便性や目先の経済効率のみで酒類の流通を論じるのは大変危険であり、世界の流れからも逆行しているのは明白です。

ご参考までに、世界の国々のアルコール問題への取り組みをあげておきます。

- ①禁酒（イスラム圏）
- ②総量抑制（社会主義圏・北欧）
- ③社会規制+予防教育（自由主義圏の先進国）
- ④野放し=酒税を財源ととらえている（開発途上国）

日本は、ずっと④の野放し状態を続けていました。それが、先進国の中では常識である③の路線へと方向を転換し始めたのは、ここ数年のことあります。

1985年に厚生省が社会規制（自販機・CMなど）に踏み込んだ予防対策を初めて打ち出したのを皮切りに、1993年より文部省が中学・高校でのアルコール・薬物・タバコの予防

教育を開始し、1994年になってようやく国税庁が自販機の撤廃の方向へ動き出しました。このようなわけですから、日本における酒類の社会規制はまだ始まったばかりで、他の先進国に比べると、まったく不十分な状態なのです。

この状況のなか、未成年者の飲酒は年々拡大しており、高校生の17%は問題飲酒をしているとの報告もあります。この背景には次のようなものがあると思われます。

- (1)酒類が安価で大量に流通しており、自販機・コンビニ・スーパーなどで非常に安易に入手できること。また居酒屋などで、自由に飲めること。
- (2)ソフト化路線で低アルコールのファッショナブルな酒類が主流になり、若者・女性をターゲットにしたCMやパッケージデザインが横行していること。
- (3)十代の子どもたちをめぐる状況が変化し、小遣いやアルバイトによって、酒類を買う経済力があること。
- (4)社会全般にアルコール関連問題への認識の欠如があり、十代の飲酒を当たり前とする風潮が大人にも子どもにもあること。

以上の理由から、私共は、酒類を一般の商品と同様に扱うのは間違いであり、むしろ、社会規制をより強化していく必要があると考えます。

■酒類小売販売業免許基準の緩和

酒類の社会的管理の必要性は、前述のとおりです。免許制を廃止するなど論外で、むしろ免許制は強化（免許業者に対してアルコール関連問題に関する研修を義務づけるなど）して、免許業者には対面販売の質（チェック機能）の向上をはかっていただきたいと思います。

スーパーやコンビニのセルフサービス方式は、本来の対面販売とはいえず、その参入はよりいっそうの未成年者問題をひきおこすことになるでしょう。現時点でも、かなり数のコンビニ、スーパーが酒類を扱っており、また酒販店がコンビニに転換する例も多いため、未成年者対策を緊急要請する必要があります。酒類コーナーをレジの脇や背後に移動する、酒類専用のレジを設ける、酒類コーナーでの独自清算にする、未成年者には酒類を販売させないなど、効果のある方法を至急検討していただきたいと思います。

同様にチェック機能が効かないという点で、通信販売も原則として認めるべきではありません。

■みりん・料理用酒の食品小売業での販売自由化

酒類を飲用と料理用に区分することは困難です。酒税法に定められたように、アルコール度1%を超えるものを酒類とするという原則を曲げるべきではありません。

■酒税の見直し

現行の課税状況の善し悪しについては意見をもちませんが、未成年者対策から考えると低アルコール飲料の価格低下は絶対に避けるべきです。

WHOは、「酒類の価格または酒税を上げること」は予防に効果をあげるとのべています。つまり、安価にして消費者の“利便性”をはかれば、大量飲酒がすすみ、結果的にはアルコール関連問題による被害を増幅させてしまうということなのです。

酒税は全体的に上げる方向で考え、一部を目的税化して、アルコール関連問題の予防対策にあてるべきと思います。